



特定健康診査・健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(火)まで実施中

下記の方を対象にした特定健康診査・健康診査が始まりました。特定健康診査は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。

また、65歳以上の方には、健診と同時に介護予防のための生活機能評価を行います。

生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、ぜひ、この機会に健診を受けましょう。

なお、毎年9月は予約が殺到し、ご希望の日時に受診できない場合がありますので、早めの受診をお願いします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方
問い合わせ先	保険医療課 国民健康保険係☎2172	保険医療課 医療係☎2174
対象者	40～64歳	65～74歳
健診の種類	特定健康診査	健康診査
健診の内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査（脂質・肝機能・腎機能・血糖）・尿検査・貧血検査・心電図検査 ※腹囲は40歳～74歳の方のみ実施。	
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。（4月2日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。）	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名等が変更になった方は、受診券を再交付しますので、保険医療課医療係までご連絡ください。
持ち物	・受診券 ・国民健康保険被保険者証	・受診券 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証
費用	無 料	

*40～74歳で町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。

後期高齢者医療保険料

平成26年度保険料

7月から9月は納付通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

後期高齢者医療制度の

被保険者の方には、平成

26年度の保険料額決定

通知書を7月中旬までに

送付します。

●特別徴収（年金からの天引き）対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。

※後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者（日本年金機構など）からの通知に基づいて行われています。

●普通徴収対象の方

①保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。納期は、7月から翌年2月までの各月（8回）です。

②今年10月から特別徴収が開始される方へは、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。

●年度途中に資格取得した方

今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方へは、7月以降に納付通知書を送付します。

●今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

①特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。

②普通徴収対象の方

転出先やご遺族宛に、納付通知書を送付します。

75 図 保険医療課医療係☎21

介護保険について

図 福祉課介護保険管理係 2124



平成26年度 介護保険料の納付を お願いします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には、介護保険料額決定通知書を、普通徴収（特別徴収以外）の方には、平成26年度分の納付通知書をそれぞれ郵送します。詳しくは通知書に同封したお知らせをご覧ください。

なお、平成24年度から26年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

●転入等された方

①今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納付通知

書を送付します。

②今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月またはその翌月に納付通知書を送付します。

※満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

●普通徴収対象の方へ

安全・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。（普通徴収納付通知書に添付されている口座振替依頼書で申し込めます。）

※口座振替の開始は、申し込みの翌月末以降からとなります。

※町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替をあらためて申し込む必要があります。

※ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、指定の用紙で申し込んでください。

介護保険サービス 利用者負担の軽減

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。

●介護サービス利用料助成認定

①訪問介護

②訪問入浴介護

③通所介護

④通所リハビリテーション

⑤短期入所生活介護

⑥短期入所療養介護

⑦訪問リハビリテーション

⑧訪問看護

（①～⑧の介護予防を含む）

①～⑧のいずれかのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または6%に軽減します。

●負担限度額認定

介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設（事業者）との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができます。※それぞれの軽減を受けるには、町に毎年申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは福祉課または担当のケアマネジャーにおたずねください。

7月1日から臨時福祉給付金および

図 給付金担当 2495

子育て世帯臨時特例給付金の申請を受け付けます

申請期間 9月30日(火)まで

臨時福祉給付金の申請書は、6月末に対象となる方がいると思われる世帯へ送付しました。対象となる方は、次の①～④の全てに該当する方です。

- ①平成26年1月1日現在、伊奈町に住民票がある
- ②平成26年度住民税が非課税である
- ③平成26年度住民税課税者に扶養されていない
- ④生活保護を受給していない

※子育て世帯臨時特例給付金に関しては、対象となる方（平成26年1月分の児童手当受給者等）へ申請書を送付しました。

これらの給付金について、条件に該当するにもかかわらず申請書が届いていない場合は、申請書を送付しますので、ご連絡をお願いします。